

平成30年 3月 5日開会

平成30年 月 日閉会

第1回浦幌町議会定例会議案

十勝郡浦幌町

平成30年第1回浦幌町議会定例会議案一覧表

(町提出分)

番号	件名	議決結果	議決年月日
報告第1号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定)		
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (平成29年度浦幌町後期高齢者医療特別会計補正予算)		
議案第1号	浦幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について		
議案第2号	浦幌町空家等の適正管理に関する条例の制定について		
議案第3号	浦幌町立学校給食センター設置及び管理条例の一部改正について		
議案第4号	浦幌町立学童保育所の設置及び管理等に関する条例の一部改正について		
議案第5号	浦幌町老人福祉施設等費用徴収条例の一部改正について		
議案第6号	浦幌町敬老祝金贈呈条例の一部改正について		
議案第7号	浦幌町国民健康保険条例の一部改正について		
議案第8号	浦幌町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について		
議案第9号	浦幌町介護保険条例の一部改正について		
議案第10号	浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部改正について		
議案第11号	浦幌町新産業創造等事業の助成に関する条例の廃止について		
議案第12号	平成29年度浦幌町一般会計補正予算		
議案第13号	平成29年度浦幌町町有林野特別会計補正予算		
議案第14号	平成29年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算		
議案第15号	平成29年度浦幌町後期高齢者医療特別会計補正予算		

番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第16号	平成29年度浦幌町介護保険特別会計補正予算		
議案第17号	平成29年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算		
議案第18号	平成29年度浦幌町公共下水道特別会計補正予算		
議案第19号	平成29年度浦幌町個別排水処理特別会計補正予算		
議案第20号	平成29年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算		
議案第21号	平成30年度浦幌町一般会計予算		
議案第22号	平成30年度浦幌町町有林野特別会計予算		
議案第23号	平成30年度浦幌町国民健康保険事業特別会計予算		
議案第24号	平成30年度浦幌町後期高齢者医療特別会計予算		
議案第25号	平成30年度浦幌町介護保険特別会計予算		
議案第26号	平成30年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計予算		
議案第27号	平成30年度浦幌町公共下水道特別会計予算		
議案第28号	平成30年度浦幌町個別排水処理特別会計予算		
議案第29号	平成30年度浦幌町簡易水道特別会計予算		

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年 3月 5日 提出

浦幌町長 水澤一廣

記

- | | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 損害賠償の額 | 196,960円（過失割合：町40%、相手方60%） |
| 2 損害賠償の相手方 | 帯広市 |
| 3 事故の発生年月日 | 平成29年12月20日 |
| 4 事故の発生場所 | 十勝郡浦幌町字末広町53番地 |
| 5 事故の概要 | 職員の運転する公用車で町道パトロール中に、上記事故発生場所の町道稻荷通を西進中、森永道路踏切手前交差点で、町道2条通を南進中の相手方車両と衝突し、公用車が車両前部右側ボディ及び右側フロントバンパーを損傷し、相手方車両の前部左側ボディ及び左前輪タイヤを損傷させた事故 |
| 6 専決処分日 | 平成30年 2月13日 |

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年 3月 5日 提出

浦幌町長 水澤一廣

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成30年 1月23日

浦幌町長 水澤一廣

記

平成29年度浦幌町後期高齢者医療特別会計補正予算 次のとおり

平成29年度浦幌町後期高齢者医療特別会計補正予算

平成29年度浦幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第5回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 162 千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 85,261 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

第一表 岁入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 収 入		119	162	281
	2 債還金及び還付加算金	117	162	279
歳 入 合 計		85,099	162	85,261

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 支 出 金		331	162	493
	1 債還金及び還付加算金	117	162	279
歳 出 合 計		85,099	162	85,261

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 諸 収 入	119	162	281
歳入合計	85,099	162	85,261

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国道支出金	地方債	その他		
3 諸 支 出 金	331	162	493				162	
歳出合計	85,099	162	85,261				162	

2 歳 入

(款) 4 諸収入

(項) 2 債還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険料還付金	100	130	230	1 保険料還付金	130	保険料還付金 130
2 還付加算金	17	32	49	1 還付加算金	32	還付加算金 32
計	117	162	279			

3 歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 1 債還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保険料還付金	100	130	230				130	23 債還金、利子及び割引料	130	保険料還付金 130
2 還付加算金	17	32	49				32	23 債還金、利子及び割引料	32	保険料還付加算金 32
計	117	162	279				162			

議案第1号

浦幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

浦幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

平成30年 3月 5日 提出

浦幌町長 水澤一廣

浦幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件（第3条）
- 第3章 基本方針（第4条）
- 第4章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第5章 運営に関する基準（第7条—第32条）
- 第6章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
- 第7章 雜則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）において使用する用語の例による。

第2章 指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件

第3条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

第3章 基本方針

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者的心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号) 第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第4章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員（以下本則において単に「介護支援専門員」という。）であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければなければならない。

2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを作成する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方法

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域を言う。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その

者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るもの）を除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費に相当する額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身及び家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者によるサービス及び住民による自発的な活動によるサービス等に関するサービスの内容及び利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者（居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者をいう。以下この条において同じ。）と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむをえない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族並びに指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、

- 居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該計画を市町村に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて隨時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、当該利用者に係る必要な情報を提供する等、指定介護予防支援事業者との連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき指定居宅介護

支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき同条第1項に規定する会議から同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
(法定代理受領サービス等に係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
(3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項
　　(勤務体制の確保等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

　　(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
　　(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

　　(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、第21条に規定する運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

　　(秘密保持等)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

　　(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援事業所について広告をする場合における内容は、虚偽又は誇大なものであってはならない。

　　(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関

し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関し事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならな

い。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 次に掲げる事項を記載した利用者ごとの居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 基準該当居宅介護支援に関する基準

第33条 第3条及び前2章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第25条中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものと除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第7章 雜則

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

議案第2号

浦幌町空家等の適正管理に関する条例の制定について

浦幌町空家等の適正管理に関する条例を次のように定める。

平成30年 3月 5日 提出

浦幌町長 水澤一廣

浦幌町空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、町民が安全で安心して暮らすことのできる生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において当該空家等を適正に管理しなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、第1条の目的を達するための空家等対策計画の策定及びこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民による情報提供)

第5条 町民は、空家等が危険な状態であると認められるときは、町長に当該空家等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(関係機関への要請)

第6条 町長は、第1条の目的を達成するため必要があると認める場合は、町の区域を管轄する警察署その他の関係機関に、当該関係機関の権限に基づく必要な措置を要請することができる。

(空家等対策協議会の設置)

第7条 法第7条の規定に基づき、浦幌町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 町長は次に掲げる事項について、協議会の意見を聴くものとする。

- (1) 特定空家等の認定に関する事項。
- (2) 特定空家等の所有者等に対する措置に関する事項。
- (3) 空家等対策計画の策定及び変更に関する事項。
- (4) 空家等対策に関する町長が必要と認める事項。

(組織)

第8条 協議会は、副町長のほか委員4名以内をもって組織し、学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第10条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、副町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表し、その会議の議長となる。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集)

第11条 協議会の会議は、会長が招集する。

(会議)

第12条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第13条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬)

第14条 委員の報酬は、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和31年浦幌町条例第19号）別表その他の委員会・協議会の委員に相当する額を支給する。

(費用弁償)

第15条 委員が会議等に出席したとき又は公務により旅行したときは、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例第2条の例により費用弁償を支給する。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、町民課において処理する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第3号

浦幌町立学校給食センター設置及び管理条例の一部改正について

浦幌町立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 3月 5日 提出

浦幌町長 水澤一廣

浦幌町立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

浦幌町立学校給食センター設置及び管理条例（昭和41年浦幌町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「339番地」を「339番地1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

浦幌町立学童保育所の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

浦幌町立学童保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 3月 5日 提出

浦幌町長 水澤一廣

浦幌町立学童保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

浦幌町立学童保育所の設置及び管理等に関する条例（平成11年浦幌町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指導員」を「支援員」に改める。

第6条第2項中「保育料は、」の次に「児童一人につき」を加え、同条に次の2項を加える。

3 同一保護者が2人以上の児童を入所させる場合、前項本文の規定にかかわらず、2人の児童の保育料を2分の1の額とし、3人目以降の児童の保育料は無料とする。

4 児童が月の途中で入退所した当該月分の納付額は、第2項及び前項の規定による金額に当該月の在籍日数（20日を越える場合は20日）を20日で除して得た率を乗じて算出した額（10円未満の端数は切捨て）とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第5号

浦幌町老人福祉施設等費用徴収条例の一部改正について

浦幌町老人福祉施設等費用徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 3月 5日 提出

浦幌町長 水澤一廣

浦幌町老人福祉施設等費用徴収条例の一部を改正する条例

浦幌町老人福祉施設等費用徴収条例（平成12年浦幌町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 介護保険法第48条第2項及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第4項の規定に基づき、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）により算定した費用の額から介護保険法第48条第2項（同法第49条の2において読み替える場合を含む。）に規定する施設介護サービス費の額を控除した額。ただし、その額が介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2の2各項に規定する額を超えるときは、その額とする。

第3条第2項第2号中「第51条の2第2項第1号」を「第51条の3第2項第1号」に、「第61条の2第2項第1号」を「第61条の3第2項第1号」に改め、同号ただし書中「第413号」の次に「の適用を受けることができる者については、その額」を加え、同項第3号中「第51条の2第2項第2号」を「第51条の3第2項第2号」に、「第61条の2第2項第2号」を「第61条の3第2項第2号」に改める。

別表第2中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第6号

浦幌町敬老祝金贈呈条例の一部改正について

浦幌町敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 3月 5日 提出

浦幌町長 水澤一廣

浦幌町敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例

浦幌町敬老祝金贈呈条例（平成15年浦幌町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「給付」を「贈呈」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「給付が」を「贈呈について」に、「認められた者」を「認めた者」に改め、同号を同条第2号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第7号

浦幌町国民健康保険条例の一部改正について

浦幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 3月 5日 提出

浦幌町長 水澤一廣

浦幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例

浦幌町国民健康保険条例（昭和34年浦幌町条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「町が行う国民健康保険」を「町が行う国民健康保険の事務」に、「(第2条・第3条)」を「(第2条—第3条)」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 町が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「町が行う国民健康保険」を「町が行う国民健康保険の事務」に改める。

第2条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を第2条の2とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

（名称）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により本町に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第9条第1項中「10,000円」を「30,000円」に改める。

第10条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第13条中「保険給付」を「保険給付費及び国民健康保険事業費納付金（以下「保険給付費等」という。）」に改める。

第18条中「保険給付」を「保険給付費等」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第8号

浦幌町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

浦幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 3月 5日 提出

浦幌町長 水澤一廣

浦幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

浦幌町後期高齢者医療に関する条例(平成19年浦幌町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条」の次に「第1項及び第2項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条の」を「これらの」に改め、同条の次に次の1号を加える。

(3) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの第5条第1項ただし書中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第9号

浦幌町介護保険条例の一部改正について

浦幌町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 3月 5日 提出

浦幌町長 水澤一廣

浦幌町介護保険条例の一部を改正する条例

浦幌町介護保険条例（平成12年浦幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「33,300円」を「32,400円」に改め、同項第2号及び同項第3号中「49,900円」を「48,600円」に改め、同項第4号中「59,900円」を「58,300円」に改め、同項第5号中「66,600円」を「64,800円」に改め、同項第6号中「79,900円」を「77,700円」に改め、同項第7号中「86,500円」を「84,200円」に改め、同項第8号中「99,900円」を「97,200円」に改め、同項第9号中「113,200円」を「110,100円」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「29,900円」を「29,100円」に改める。

第19条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、浦幌町介護保険条例第8条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の浦幌町介護保険条例第8条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第10号

浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部改正について

浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 3月 5日 提出

浦幌町長 水澤一廣

浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（平成25年浦幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2項第1号」を「第4項第1号」に改め、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」を加える。

第6条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第17条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第47条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第60条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第62条第1項中「保健施設」の次に「、介護医療院」を、「特定施設」の次に「をいう。以下この条において同じ。」を加え、「以下同じ。」の事業」を「以下同じ。」の事業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第11号

浦幌町新産業創造等事業の助成に関する条例の廃止について

浦幌町新産業創造等事業の助成に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成30年 3月 5日 提出

浦幌町長 水澤一廣

浦幌町新産業創造等事業の助成に関する条例を廃止する条例

浦幌町新産業創造等事業の助成に関する条例（平成20年浦幌町条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。